改正後	改正前
十一　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。）次に掲げる書類 イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ、ヰ及びクに掲げるものを除く。） ［ロ・ハ　略］	十一　［同上］ イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ、ラ及びヰに掲げるものを除く。） ［ロ・ハ　同上］
十二　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備　次に掲げる書類 イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。） ［ロ～ニ　略］	十二　［同上］ イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びヰに掲げるものを除く。） ［ロ～ニ　同上］
十三　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類 イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ノ及びクに掲げるものを除く。） ［ロ～ニ　略］	十三　［同上］ イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ム及びヰに掲げるものを除く。） ［ロ～ニ　同上］
十四　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備　次に掲げる書類 イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ヰ、ノ及びクに掲げるものを除く。） ［ロ～ニ　略］	十四　［同上］ イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ラ、ム及びヰに掲げるものを除く。） ［ロ～ニ　同上］
［2　略］	［2　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第四号
厚生労働省令第四号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月十三日

法務大臣　山下　貴司
厚生労働大臣　根本　匠

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一 一～五　（略） 六　その他（五職種八作業）	**別表第一** 一～五　（略） 六　その他（四職種七作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			